

役 場 か ら の お 知 ら せ

水道環境課

問い合わせ 水道環境課 環境衛生係 まで

●10月1日から剪定枝粉碎機の無料貸出しをはじめます！

今まで可燃ごみとして処分されてきた家庭から出る剪定枝を活用していただくために、細かく碎いてチップ化できる「剪定枝粉碎機」を貸出します。

●貸出しする剪定枝粉碎機(2台)

- 写真の電気式粉碎機(100V・重量25kg・キャスター付き)です。
- 投入できる木の太さは直径30mmまで。(木の種類・状態によって異なります。)



利用するには…

- 貸出対象 八百津町民で町内に土地を所有・管理している方(自治会・管理組合等も可)町内の敷地内から出る剪定枝が対象となります。
- 貸出条件 粉碎・チップ化したものを、町のゴミ収集に出さないで、庭木の根元にまいて乾燥予防や雑草の発生を抑えることに活用したり土壌改良材などにも活用するなどの有効利用することが条件です。
- 申込方法
 - ☐受付 月曜日から金曜日(祝日と年末年始は除く)の午前8時30分～午後5時15分まで
利用開始日の3ヶ月前から7日前までに水道環境課へ電話などで問い合わせてください。
※貸出にあたり利用申請書の記入と遵守事項を確認のうえ、押印をお願いします。
- 貸出と返却 粉碎機の貸出・返却は、エコステーションで行います。
- 貸出期間 5日以内

“剪定枝粉碎機の無料貸出事業と併せて”

●10月から剪定枝無料粉碎作業を行います！

自分で粉碎するのは“ちょっと”という方のために！

- 粉碎作業に使う剪定枝粉碎機 写真のエンジン式粉碎機(直径45mmまで投入可)です。
- 粉碎場所 錦織ガレキ処分場
- 粉碎日・時間 毎月第3・第4の日曜日 午前9時～午後3時まで



利用するには…

- 利用対象 八百津町民で町内に土地を所有・管理している方(自治会・管理組合等も可)町内の敷地内から出る剪定枝が対象となります。事業から発生したものは対象外です。
- 利用条件
 - ☐直接錦織ガレキ処分場へ持参できること。
 - ☐持ち込まれた剪定枝を粉碎(チップ)したものは、持ち帰ること。
 - ☐持ち帰ったチップは、町のゴミ収集に出さないで、庭木の根元にまいて乾燥予防や雑草の発生を抑えることに活用したり土壌改良材などに活用するなどの有効利用すること。
- 利用方法
 - ☐事前に水道環境課へ電話などで連絡をしてください。
(自治会名・氏名・持ち込む量・持ち込みの時間等をお聞きます。)
 - ☐持ち込み当日は、受付で利用申請書に記入していただきます。
 - ☐粉碎には、時間がかかりますが、剪定枝を置いて帰ることはできません。

・・・ 町民の環境美化・社会奉仕活動を支援します！ ・・・